

公告第 125 号

制限付一般競争入札の実施について(公告)

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、小千谷市財務規則(平成12年規則第20号)第135条の規定により公告する。

平成29年8月18日

小千谷市長 大塚昇一

1. 工事番号 建住第14号
2. 工事名 県営旭町住宅消雪パイプ布設工事
3. 工事場所 小千谷市旭町地内
4. 工事期間 平成29年11月30日完工
5. 工種 管工事
6. 工事概要 散水管 L=246.5m、送水管 L=39.7m
  
7. 入札書比較予定価格 7,400,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)
8. 入札日時 平成29年8月31日(木) 13時30分 から
9. 入札場所 小千谷市役所 4階 大会議室
10. 入札保証金 免除する
11. 契約保証金 免除する
12. 支払条件 (1) 前金払 する  
(2) 部分払 する (前金払とあわせて2回以内)
13. 最低制限価格 設ける (最低制限価格未満の入札者は、失格とする。)
14. 工事内訳書 必要
15. 入札参加資格要件 以下のすべての要件に該当する者とする。
  - (1) 公告日現在において、平成28・29年度の入札参加資格者名簿に記載されている者
  - (2) 公告日現在において、上記(1)の名簿の当該工種で、A級、B級又はC級に格付されている者
  - (3) 公告日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく当該工種の許可を受けた営業所を小千谷市内に有する者
  - (4) 制限付一般競争入札参加申請書の提出日から本件工事の入札日までの間において、次の措置を受けていないものであること。
    - ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定に基づく営業停止措置

イ 小千谷市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置

- (5) 制限付一般競争入札参加申請書の提出日から本件工事の入札日までの間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に当該する者でないこと。
- (6) 制限付一般競争入札参加申請書の提出日から本件工事の入札日までの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (7) 平成18年度以降に小千谷市の指名競争入札に参加した実績のある者又は平成18年度以降に小千谷市と請負実績のある者

16. 入札参加申請書

- (1) 提出期限  
平成29年8月24日(木) 正午まで
- (2) 提出方法  
直接持参とする(郵送不可)
- (3) 提出部数  
2部(1部は受付印を押印し、申請者に返却する。)
- (4) 提出場所  
小千谷市企画政策課財政係

17. 設計図書等

- (1) 配布場所  
小千谷市建設課において受領すること。  
(受領の場合は、公告日から入札参加申請書提出期限日まで閲覧とし、申請書を提出した者に期限日の翌日に配付する。)
- (2) 設計図書等の内容に関する質問は、質問内容を記載した書面の持参により受付する。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)
  - ア 受付期間 入札参加申請書提出期限日の翌日から  
平成29年8月28日(月) 17時まで
  - イ 受付場所 小千谷市企画政策課財政係
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格を有する者全員に通知する。

18. 参加資格の決定

入札参加資格のない者には、平成29年8月30日(水)までに文書で通知する。

19. 入札の中止

入札中止又は延期の連絡については、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有する業者に通知する。

20. 入札の辞退

入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合はあらかじめ入札辞退届を提出すること。

21. 無効入札

入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

22. そ の 他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札に当たっては、関係法令及び小千谷市財務規則(含建設工事請負基準約款)を遵守すること。